



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

- 外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令(外務三)
 - 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(財務八)
 - 相続税法施行規則の一部を改正する省令(同九)
 - 地価税法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)
 - 児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令(文部科学一四)
- 〔法規的告示〕
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件(文部科学六八)
 - 料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示(国土交通四二八)

- その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示(同四二九)
- 〔その他告示〕
- 令和六年能登半島地震非常災害対策本部を廃止する件(内閣府一四)
 - 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務二六)
 - エルサルバドル共和国における低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件(外務一〇八)
 - カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民主共和国におけるメコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件(同一〇九)
 - 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同一一〇)
 - 南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定の有効期間の延長に関する件(同一一一)
 - 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境九)

三

三

- 保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産四六二〜四六七)
 - 令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を改定する件(同四六八)
 - 建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の業務の廃止の届出があった件(国土交通四三〇)
 - 高速自動車国道に関する件(同四三一、四三二)
 - 水先人に免許を与えた件(同四三三)
 - 退職水防団員等報償規程の一部を改正する告示(同四三四)
 - 航空法施行規則第二百三十六条の七十二の地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を指定する件(同四三五)
 - 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を定めた件(最高裁五)
- 〔国会事項〕
- 内閣 法務省
- 〔人事異動〕
- 官庁事項
- 防衛省防衛業務計画の修正要旨の公表について(防衛省)
- 中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について(厚生労働省)
- 除籍が滅失した件(法務省告示配六五)

七

七

七

六

六

五

三

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

省 令

○外務省令第三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

外務大臣 茂木 敏充

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令（平成十九年外務省令第十五号）は、廃止する。

附 則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省令第八号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百五十六号の三（二）イの規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二中「別表第一第一百五十六号の二（二）イ」を「別表第一第一百五十六号の三（二）イ」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第三項ただし書の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條第七項第二号中「である」を「又は公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二條第一項第一号（定義）に規定する公益信託である」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第十号

地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第十七條第二項第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第二号中「及び」を「第十六條の二の八第三項及び第四項（蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例）並びに」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十四号

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令（昭和四十八年文部省令第十五号）は、廃止する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

法 規 的 告 示

○文部科学省告示第六十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○国土交通省告示第四百二十八号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千六百五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通省告示第四百二十九号

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第二百二十号）の施行に伴い、及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の規定に基づき、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日 国土交通大臣 金子 恭之

その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の国土交通大臣が定める者は、次の表に掲げる者とする。

氏名又は名称	法人番号
佐川急便株式会社	八三〇〇〇一〇〇〇〇五三
西濃運輸株式会社	七二〇〇〇一〇一五七五五
日本通運株式会社	四〇一〇四一〇二二八六〇
福山通運株式会社	一一四〇〇〇一〇三二七三六
ヤマト運輸株式会社	一〇一〇〇〇一〇九二六〇五

備考 この表において「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。

附則 この告示は、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

内閣府告示第十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき設置した令和六年能登半島地震非常災害対策本部は、令和八年三月三十一日をもって廃止したので、同条第二項において準用する同法第二十三条の三第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日 内閣総理大臣 高市 早苗

法務省告示第二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月三十一日 法務大臣 平口 洋

- 横浜地方法律局所属 河田 泰常
- 岡山地方法律局所属 井上 一成

外務省告示第八号

令和八年三月四日にアンティグオ・クスカトランで、エルサルバドル共和国における低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画のたの贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

内閣総理大臣 高市 早苗

令和八年三月三十一日 外務大臣 茂木 敏充

贈与額 四億四千二百万円

署名者 佐野豪俊在エルサルバドル大使
日 本 側 アナ・ヌデイロス在エルサルバドル事務所長
国際移住機関側
令和八年三月三十一日 外務大臣 茂木 敏充

外務省告示第九号

令和八年二月十六日にバンコクで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画のたの贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合同との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 メコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億六千万円

3 署名者 大鷹正人在タイ大使
日本側 デルフィン・シャンツ国際連合薬
国際連合側 地域代表
令和八年三月三十一日 外務大臣 茂木 敏充

外務省告示第十号

令和八年二月十九日にダカールで、円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国との間の平成二十八年十一月十五日付けの交換公文に従ってセネガル共和国政府に供与されることになったメルメル海水淡化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がセネガル共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めに伴い令和十一年二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、セネガル共和国政府との間に行われた。

令和八年三月三十一日 外務大臣 茂木 敏充

外務省告示第十一号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジロで作成された「南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定」の有効期間は、その第十條の規定に従い、令和九年三月三十一日まで延長された。

（令和八年三月二十日付け南太平洋経済交流支援センター理事会代表兼太平洋諸島フォーラム事務局長書簡）

令和八年三月三十一日 外務大臣 茂木 敏充

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第九号

環境省 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和八年四月一日付けをもって、令和八年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和八年三月三十一日 財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室、経済産業省イノベーション・環境局資源循環課経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

○農林水産省告示第四百六十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。

令和八年三月三十一日 農林水産大臣 鈴木 憲和

- （一）指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県いわき市四倉町玉山字菖蒲平二六の一
- （二）保安林として指定された目的 水源の涵養
- （三）変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1）主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （2）主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （四）指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県いわき市四倉町中島字七ムジレ一、四倉町八茎字片倉一三八の四、一三八の一〇、一三八の一二、一三八の一四、一三八の一五、一三八の一八から一三八の二一まで、一三八の二三、一三八の二四、一三八の三〇、一三八の七、字上手七二、七五の七、字旗落七四、七五の一、七五の二、七六の一、七六

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福岡県うきは市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第四百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十二條第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように改定したので、告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

- 一 てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき
二 さとうきびを原料として製造される国内産糖

農林水産大臣 鈴木 憲和

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福岡県うきは市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第四百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十二條第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように改定したので、告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

- 一 てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき
二 さとうきびを原料として製造される国内産糖

農林水産大臣 鈴木 憲和

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南大東島において製造されるもの

(二) 保安林として指定された目的 北大東島において製造されるもの

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○国土交通省告示第四百三十三号

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十六條の十三の規定により、登録講習業務の全部の廃止の届出があつたので、同法第二十六條の二十三第三号の規定により、公示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南大東島において製造されるもの

(二) 保安林として指定された目的 北大東島において製造されるもの

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○国土交通省告示第四百三十三号

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十六條の十三の規定により、登録講習業務の全部の廃止の届出があつたので、同法第二十六條の二十三第三号の規定により、公示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

○国土交通省告示第四百三十三号

水先法(昭和二十四年法律第九号)第二十二條の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二條の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

○国土交通省告示第四百三十三号

水先法(昭和二十四年法律第九号)第二十二條の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二條の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

○国土交通省告示第四百三十三号

水先法(昭和二十四年法律第九号)第二十二條の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二條の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

- (一) 鹿兒島県
1 種子島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
2 奄美大島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
3 喜界島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
4 徳之島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
5 沖永良部島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
6 与論島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき

- (二) 沖繩県
1 沖繩本島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
2 沖繩本島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
3 伊是名島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき
4 久米島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき

(2)に掲げるものを除く。(沖繩本島において販売されるものに限る。)

Table with columns for license number, name, and date. Includes entries for 免許番号, 氏名, and 免許年月日.

Table with columns for road name, supply, start date, and area. Includes entries for 路線名, 供用開始の区間, and 供用開始の期日.

Table with columns for road name, supply, start date, and area. Includes entries for 路線名, 供用開始の区間, and 供用開始の期日.

また、同日内閣を經由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十條第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四條第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三條第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

(千葉地方裁判所判事) 判事 永谷 典雄
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
(東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 東 亜田美
(回) 回 手嶋あさみ
兼官を免する(各通)(以上三月二十七日)

法務省

夏目 大造 牛草 哲朗
難民審査参与員に任命する(各通)(三月二十六日)
(広島地方検察庁特別刑事部長)
検事 佐野 嘉信
東京高等検察庁検事に配置換する
(水戸地方検察庁検事) 同 寺下 征司
東京地方検察庁検事に配置換する
(横浜地方検察庁検事) 同 松川 將也
(広島地方検察庁検事) 同 大川 良
大阪地方検察庁検事に配置換する(各通)(以上三月二十七日)

官庁報告

官庁事項

防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項の規定に基づき、防衛省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
令和8年3月31日 防衛大臣 小泉進次郎

防衛省防災業務計画の修正について

- 修正の目的
自衛隊の災害派遣に関する自治体等との調整状況を踏まえ、防衛省防災業務計画の修正を行った。
- 修正年月日
令和8年3月23日
- 修正の要旨
自衛隊の災害派遣の判断基準に係る記載を本計画内に明記するほか、所要の修正等を行った。

中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の使用者を代表する委員佐久間一浩及び大下英和から辞任する旨の申出があったため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

令和8年3月31日

厚生労働大臣 上野賢一郎

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

- 推薦資格 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。
- 候補者資格 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 推薦手続 推薦資格を有する使用者団体は別紙1による推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。
 - 候補者の履歴書 2部
 - 中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書 1部
- 推薦締切日 令和8年4月21日
- 推薦書及び添付書類の提出場所 厚生労働省労働基準局賃金課(東京都千代田区霞が関1丁目2番2号)

別紙1

令和 年 月 日
住 所(主たる事務所の所在地)
使用者団体名(代表者氏名)
厚生労働大臣 上野賢一郎 殿
中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属会社・事業場名及び地位	略歴	備考

(記入上の注意) 所属会社・事業場名及び地位欄には、候補者の所属会社、事業場が複数ある場合には、その所属会社、事業場名及び地位を全部列挙して記入すること。

法務省出札記録第六十五号

福岡県行橋市役所保存の次の建築が滅失した。
令和八年三月三十一日

法務大臣 平口 洋
福岡県京都郡行橋町大字大橋九百五十四番地
山口 兼吉

公 知

諸 事 項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第9034号

静岡県沼津市本字千本郷林1907番地の8
申立人 望月 雅子
本籍静岡県沼津市八幡町29番地、最後の住所静岡県沼津市本字千本郷林1907番地の8、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年10月12日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和28年2月12日、職業税理士
被相続人 亡 望月 達也

静岡県沼津市魚町13番地 沼澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 沼澤 龍起
催告期間満了日 令和8年10月31日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和8年(家)第30021号

東京都杉並区天沼2丁目41番7号
申立人 八嶋 順子 八嶋 美木
本籍静岡県静岡市駿河区宮本町72番地2、最後の住所仙台市宮城野区宮千代3丁目8番地の30、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和7年3月6日、出生の場所福島県相馬市、出生年月日昭和34年4月18日、職業無職
被相続人 亡 田邊 晃
仙台市青葉区大町1丁目2番1号 ライオンビル5階 藤田・曾我法律事務所
相続財産清算人 弁護士 曾我 陽一
催告期間満了日 令和8年10月26日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第73338号

東京都江戸川区中央4丁目24-19
申立人 東京都江戸川都税事務所長
本籍東京都江戸川区中葛西4丁目18番、最後の住所東京都江戸川区中葛西4丁目18番10-302号コーポ中島、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和7年7月8日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和50年7月31日、職業不動産貸付業
被相続人 亡 中島 忠義
事務所東京都中央区銀座5丁目15番19号銀座三真ビル7階 西村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西村 浩一
催告期間満了日 令和8年10月31日
東京家庭裁判所

令和8年(家)第67号

宮城県石巻市広瀬字窪田51番地
申立人 米谷 貴博
本籍宮城県石巻市広瀬字窪田51番地、最後の住所宮城県石巻市広瀬字窪田51番地、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所宮城県桃生郡広瀬村、出生年月日昭和22年7月17日、職業会社代表者
被相続人 亡 米谷 逸郎
宮城県石巻市泉町4丁目1番20号庄司・松浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松浦健太郎
催告期間満了日 令和8年10月19日
仙台家庭裁判所石巻支部

令和8年(家)第215号

東京都港区赤坂2丁目3番5号
 申立人 株式会社東京スター銀行
 代表者代表執行役 伊東 武
 本籍京都市山科区御陵牛尾町28番地5、最後の住所京都市山科区御陵牛尾町28番地の5、死亡の場所京都市山科区、死亡年月日令和7年7月9日頃、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和12年10月14日、職業不明
 被相続人 亡 平井 知
 事務所京都市中京区麩屋町通二条上る布袋屋町505山村忠夫法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山村 真登
 催告期間満了日 令和8年10月15日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第4059号

山口県下関市長府満珠町9番10号
 申立人 藤岡 隆夫
 本籍山口県山陽小野田市大字山野井2797番地6、最後の住所山口県宇部市大字東岐波746番地7指定障害者支援施設あした、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和7年9月11日、出生の場所山口県豊浦郡豊北町、出生年月日昭和39年4月3日、職業無職
 被相続人 亡 中嶋 洋
 山口県美祢市大嶺町東分366番地1
 相続財産清算人 司法書士 末富 知子
 催告期間満了日 令和8年10月4日
 山口家庭裁判所宇部支部

令和7年(家)第9267号

北九州市小倉南区徳力1丁目1番1-203号
 申立人 原口 千秋
 本籍北九州市小倉北区中井4丁目10番、最後の住所北九州市小倉北区中井4丁目10番46号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日令和7年3月21日頃、出生の場所北九州市小倉区、出生年月日昭和48年12月19日、職業会社役員
 被相続人 亡 手代木哲哉
 事務所北九州市小倉北区緑ヶ丘2丁目7番22号1F
 相続財産清算人 司法書士 岡村麻衣子
 催告期間満了日 令和8年10月26日
 福岡家庭裁判所小倉支部

令和8年(家)第188号

宮崎県延岡市北方町川水流卯360番地
 申立人 花畑志良一
 本籍宮崎県延岡市北方町曾木子808番地、最後の住所宮崎県延岡市北方町曾木子808番地7、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日令和7年10月22日、出生の場所不明、出生年月日昭和17年2月15日、職業無職
 被相続人 亡 亀井 昭子
 宮崎県延岡市東本小路1番地8 マザーアースマンション802
 相続財産清算人 司法書士 甲斐 雅則
 催告期間満了日 令和8年10月30日
 宮崎家庭裁判所延岡支部

令和8年(家)第17002号

沖縄県沖縄市松本5丁目20番4号
 申立人 久貝 亜紀
 本籍沖縄県名護市城1丁目689番地、最後の住所沖縄県名護市城1丁目15番2号、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月日令和6年5月7日、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和46年2月10日、職業不明
 被相続人 亡 山入端智子
 沖縄県沖縄市登川2271番地18運天法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 運天 寛樹
 催告期間満了日 令和8年10月31日
 那覇家庭裁判所名護支部

令和8年(家)第40008号

北海道夕張郡長沼町銀座南2丁目4番1号
 申立人 南 宗義
 本籍北海道夕張郡長沼町西一線南4番地、最後の住所北海道夕張郡長沼町宮下2丁目9番13号、死亡の場所北海道夕張郡長沼町、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所北海道夕張郡長沼町、出生年月日昭和38年7月1日、職業無職
 被相続人 亡 白川 和也
 札幌市北区新川3条15丁目5番1-602号
 相続財産清算人 司法書士 山崎木綿子
 催告期間満了日 令和8年10月16日
 札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和7年(家)第4016号

岩手県二戸郡一戸町小島谷字中村14番地2
 申立人 村中 昭一

本籍岩手県二戸郡一戸町小島谷字高屋敷39番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所岩手県二戸郡一戸町、死亡年月日推定令和7年9月17日、出生の場所岩手県二戸郡一戸町、出生年月日昭和38年10月5日、職業軽作業員
 被相続人 亡 杉下 彰夫
 岩手県二戸市福岡字上町11番地 福新ストア1階 橋本剛法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 橋本 剛
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 盛岡家庭裁判所二戸支部

令和8年(家)第4002号

岩手県宮古市中里団地11番9号
 申立人 井戸端美代子
 本籍岩手県宮古市松山第6地割67番地1、最後の住所岩手県宮古市松山第6地割67番地1、死亡の場所岩手県宮古市、死亡年月日令和7年9月7日、出生の場所岩手県宮古市、出生年月日昭和38年10月25日、職業不詳
 被相続人 亡 内舘 清志
 事務所岩手県下関伊田郡山田町八幡町12番8号
 相続財産清算人 司法書士 貫洞 厚
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 盛岡家庭裁判所宮古支部

令和8年(家)第149号

東京都板橋区赤塚新町3丁目21番14-308号
 申立人 遠藤 敦子
 本籍東京都足立区日ノ出町18番地3、最後の住所埼玉県越谷市大字平方1336番地、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和32年1月22日、職業無職
 被相続人 亡 神長 伸二
 事務所埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目11番35号
 吾山ビルII 4階菅沼法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 生井澤 葵
 催告期間満了日 令和8年10月13日
 さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第10360号

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
 申立人 川越市
 本籍茨城県つくばみらい市福岡15番地、最後の住所埼玉県川越市南大塚4丁目2番地7、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日推定令和3年2月1日から10日までの間、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和34年11月19日、職業不明
 被相続人 亡 大久保正美

事務所埼玉県川越市南通町1番地5 クリオ川越壺番館105号室 時の鐘法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 関根 悠馬
 催告期間満了日 令和8年10月16日
 さいたま家庭裁判所川越支部

令和8年(家)第30003号

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地
 申立人 米子市
 本籍鳥取県米子市水浜183番地、最後の住所千葉県市川市中国分5丁目33番20号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日令和5年9月18日、出生の場所大連市、出生年月日昭和18年11月14日、職業不明
 被相続人 亡 林原 英則
 事務所千葉県船橋市本町1丁目26番2号船橋SFビル4階葛南総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 越川新太郎
 催告期間満了日 令和8年11月11日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和8年(家)第30036号

茨城県つくばみらい市陽光台2丁目1番地48
 申立人 窪田 史徳
 本籍千葉県船橋市芝山7丁目18番、最後の住所千葉県船橋市芝山7丁目41番2号特別養護老人ホームオレンジガーデン、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和8年1月18日、出生の場所満州国瓦房店昌隆街、出生年月日昭和9年3月1日、職業無職
 被相続人 亡 林 康子
 事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋スカイビル4階船橋本町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小島 千鶴
 催告期間満了日 令和8年11月11日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第73164号

東京都新宿区神楽河岸1番1号
 申立人 社会福祉法人東京都社会福祉協議会
 本籍東京都中野区南台4丁目5番、最後の住所東京都中野区南台4丁目5番7号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日令和7年9月6日、出生の場所沖縄県沖縄市、出生年月日昭和8年8月10日、職業無職
 被相続人 亡 屋宜善美子
 事務所東京都千代田区神田司町2丁目8番地4吹田屋ビル7階 あぼろ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 森田 憲右
 催告期間満了日 令和8年10月31日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第73244号

北海道札幌市清田区平岡4条1丁目2番2-1107号

申立人 大坂 雅明

本籍新潟県上越市大潟区土底浜3088番地、最後の住所東京都新宿区西新宿5丁目5番1-4302号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年5月8日、出生の場所新潟県上越市、出生年月日平成11年3月22日、職業飲食店経営

被相続人 亡 平澤 俊乃

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎
催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73342号

静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方307番地

申立人 三輪 隆則

本籍神奈川県川崎市中原区新城1丁目200番地、最後の住所東京都足立区花畑5丁目12番29号リハビリホーム花はた、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年10月29日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和36年7月18日、職業不詳

被相続人 亡 廣山 精作

事務所東京都新宿区新宿2丁目8番1号新宿セブンビル605号 大畑法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大畑 雅義
催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第70286号

東京都中野区中野4丁目6-15

申立人 東京都中野区税務所長

本籍東京都中野区野方5丁目829番地、最後の住所東京都中野区本町6丁目2番7号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日推定令和6年10月14日、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和22年6月23日、職業不明

被相続人 亡 矢島 秀次

事務所東京都千代田区麹町3丁目3番地KDX麹町ビル4階 東京富士法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 学
催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和8年(へ)第3号

大阪府東大阪市上小阪3丁目9番16号

申立人 西日本研磨株式会社

代表者代表取締役 大西 健二

権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月30日

令和8年3月17日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 Z A14895

金額 387,640円

支払期日 令和7年12月6日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社南都銀行帝塚山支店

振出日 令和7年7月7日

振出地 大阪市

振出人 株式会社大阪ジャッキ製作所 取締役

社長 相原 伸展

受取人 大成研削商会

裏書人 大成研削商会 代表者 布施 哲男

被裏書人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第4号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

京都府南丹市美山町島島台51

申立人 美山町宮島財産区

代表者委員長 川邊 清史

権利の届出の終期 令和8年6月19日

令和8年2月27日 京都簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 南丹市美山町宮脇倉ヶ谷10番

山林 16304平方メートル

(2)登記年月日番号 京都地方務局園部支局明治

36年12月14日受付第932号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治35年7月7日設定

目的 杉殖林所有

範囲 1町6反4畝12歩の内通称暮ヶ谷2反4

畝8歩

存続期間 明治35年7月より明治44年12月まで

9年6月

地代 1年93銭

支払期日 明治35年9月30日

地上権者 京都府北桑田郡宮島村大字宮ノ脇6

番戸

持分2分の1

中島市二郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第4182号

大阪府大阪市都島区友濶町1丁目4番2-1203号

申立人 滝本 和子

本籍山梨県笛吹市石和町八田420番地、最後の住所東京都江東区大島町6丁目606番地

不在者 末木 遼子

明治41年12月10日生

届出期間満了日 令和8年7月14日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第1344号

東京都荒川区南千住4丁目9番2-1609号

申立人 尾針 悦子

本籍東京都荒川区南千住1丁目59番地、最後の住所東京都荒川区南千住1丁目54番10号コーポ翠201

不在者 加藤 誠

平成10年2月9日生

届出期間満了日 令和8年7月21日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第721号

石川県能美市浜町ワ153番地3

申立人 山本ゆかり

本籍石川県能美市浜町153番地3、最後の住所石川県野々市市堀内4丁目65番地オークハウス1-202号

不在者 山本 亮輔

昭和63年8月2日生

届出期間満了日 令和8年7月31日

金沢家庭裁判所小松支部

令和8年(家)第359号

大阪府枚方市北山1丁目11番22号

申立人 奥下 幸子

本籍大阪府大阪市北区本庄西3丁目7番地、最後の住所大阪府寝屋川市梅が丘1丁目1番1-101号

不在者 三浦 敏郎

昭和7年1月2日生

届出期間満了日 令和8年7月15日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第1604号

本籍北海道札幌市白石区本通9丁目南3番、最後の住所北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5番70-101号

不在者 岸部 博之

昭和45年6月1日生

令和8年3月12日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第26号

本籍秋田県由利本荘市鳥海町下笹子字下天池23番地、最後の住所秋田県由利本荘市一番堰217番地2

不在者 原田 高雄

昭和20年4月25日生

令和8年3月12日失踪宣告審判確定

秋田家庭裁判所本荘支部裁判所書記官

令和6年(家)第7833号

本籍千葉県市川市市川3丁目55番地、最後の住所東京都葛飾区青戸2丁目12番1号
不在者 清田 芳正
昭和18年4月25日生
令和8年3月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第132号

本籍愛知県知多郡東浦町大字緒川字沙弥田22番地94、最後の住所タイ大国
不在者 鬼頭 研二
昭和47年6月28日生
令和8年3月13日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所半田支部裁判所書記官

令和7年(家)第90号

本籍熊本県八代市昭和明徴町831番地、最後の住所不明
不在者 岩田 正義
昭和17年2月5日生
令和8年3月12日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年(家)第8973号**

本籍北海道白老郡白老町大町1丁目7番、住所東京都江東区潮見1丁目29番23号 さざなみ苑
申立人(失踪者) 住吉 敏光
昭和34年9月30日生
令和8年3月13日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第29号

栃木県佐野市朝日町790番地1 スカイレジデンス101号
債務者 株式会社まる秀商店
代表者代表取締役 田所 秀雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 長壁 孝広
4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前10時
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年(フ)第2号

栃木県芳賀郡益子町七井1853
債務者 合同会社Webデザインつとむん
代表社員 手塚 勉

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 真道
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時30分
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和8年(フ)第187号

神奈川県藤沢市用田2654番地1
債務者 有限会社コヤマ鋼業
代表者代表取締役 小山 太一

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山野健一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第305号

さいたま市南区南浦和2丁目35番10号
債務者 有限会社ティーエフ
代表者代表取締役 福島 道代

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 智博
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前10時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第60号

静岡県浜松市中央区砂山町633番地の3
債務者 プラタ株式会社
代表者代表取締役 鈴木 邦秀

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 康智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後4時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第66号

香川県高松市木太町2463番地
債務者 進和産業有限公司
代表者取締役 末長 満

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村垂矢子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第2号

長崎県壱岐市石田町池田東触474番地2
債務者 株式会社三協
代表者代表取締役 辻田 隆浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田雄一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分
長崎地方裁判所壱岐支部

令和7年(フ)第232号

茨城県古河市前林1048番35、商業登記簿上の本店所在地茨城県古河市前林390番地1
債務者 株式会社こが農園
代表者代表取締役 宮田 英明

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年8月25日午前10時
水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(フ)第1039号

大阪府箕面市西小路4丁目9番19号の7
債務者 合同会社MDI
代表者代表社員 宮川 正信

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北口 正幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第331号

埼玉県川口市大字東内野526番地の7
債務者 株式会社桜井ハウジング
代表者取締役 櫻井 暁雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 達広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後2時
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第3308号

愛知県弥富市善太町後南735番地
債務者 智歌国際株式会社
代表者代表取締役 牛 艶菊

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 俊光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第344号

名古屋市中川区中島新町3丁目2513番地 1F
債務者 株式会社Cross Line
代表者代表取締役 山元 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第833号

大阪府平野区長吉長原西1丁目5番35号
債務者 有限会社杉本金型製作所
代表者代表取締役 杉本 秀男

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1105号

大阪市西区京町堀1丁目15番7号
債務者 株式会社アルコデザイン
代表者代表取締役 伴 敏行

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 明俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第424号

横浜市港北区新横浜3丁目2番地2リシエ新横浜203号
債務者 有限会社埠頭重機
代表者取締役 八木 幹夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 高王
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後2時
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第68号

山梨県甲府市和田町755番地2
債務者 株式会社カインドケア
代表者代表取締役 笹瀨 格

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪狩 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前11時
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第65号

高知市介良乙3番地10
債務者 株式会社tapo. factory
代表者代表取締役 柳川 友

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 武嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第131号

東京都中央区八重洲2-1-1 YANMAR
_TOKYO12階
債務者 株式会社ハグティーパー
代表者代表取締役 鶴見 勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時10分
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第285号

福岡市南区長住2丁目11番14-302号
債務者 合同会社エムコンダクト
代表者代表社員 松本 和弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第434号

福岡市東区原田4丁目26番15号
債務者 有限会社工企画
代表者取締役 伊藤 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲谷 健幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第246号

福岡市南区平和2丁目3番4-203号
債務者 合同会社益樹企画
代表者代表社員 田代 智博

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第883号

大阪府吹田市広芝町7番26号3F
債務者 株式会社G. Lエステート
代表者代表取締役 吉村 敬三

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 翔志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第934号

大阪市生野区中川西1丁目20番12号
債務者 関西給食株式会社
代表者代表取締役 林 俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀 政哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第935号

大阪市生野区中川西1丁目20番12号
債務者 関給食品株式会社
代表者代表取締役 林 俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀 政哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1443号

京都市左京区岩倉長谷町1263番地
債務者 有限会社雅コーポレーション
代表者代表取締役 杉原 康夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤 武史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時15分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1444号

京都市左京区岩倉長谷町1263番地
債務者 雅システムワークス株式会社
代表者代表清算人 杉原 康夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤 武史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時15分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第158号

京都市右京区山ノ内山ノ下町13番地
債務者 有限会社関西プロセス
代表者代表取締役 黒井 伯一

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 式子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第907号

大阪市此花区高見1丁目8番18-1005号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田2丁目5番8号千代田ビル西別館5階
債務者 サクラ不動産株式会社
代表者代表取締役 滝谷 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 目瀬 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2250号

福岡市博多区竹丘町2丁目4番25号みはしビル103号室
債務者 株式会社Oneness
代表者代表取締役 山中 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 向三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第6号

兵庫県丹波市柏原町柏原46センタービル2・3階
債務者 株式会社wiseup
代表者代表取締役 渡邊広太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 幸子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時
神戸地方裁判所柏原支部

令和8年(フ)第71号

石川県白山市熱野町口5番地5
債務者 有限会社公利輸送
代表者代表取締役 奥 祥一

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤野 智詔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前11時15分
金沢地方裁判所民事部

令和8年(フ)第44号

沖縄県那覇市古島2丁目28番地2佐辺ビル1階102号室
債務者 ユキエンタープライズ株式会社
代表者代表取締役 島袋 力

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲村 不才
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年(フ)第244号

名古屋市中区区東起町4丁目10番地の2
債務者 株式会社Active
代表者代表取締役 安藤 哲

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河合 孝行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第335号

名古屋市南区要町2丁目8番地の1
債務者 武一建設株式会社
代表者代表取締役 深川 幸吉

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 絵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時50分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6706号

大阪府東大阪市加納7丁目25番7号
債務者 株式会社ハウスファクトリー
代表者代表取締役 江川 洋史

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中津慶太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第281号

広島市中区光南5丁目3番19号
債務者 有限会社速見運輸
代表者取締役 杉 良二

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葉田 博正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後2時
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第474号

愛知県瀬戸市小田妻町1丁目229番地
債務者 さくら興業株式会社
代表者代表取締役 河部 昌樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡野 雄介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午後1時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第905号

大阪府池田市住吉1丁目8番25号
債務者 合同会社でびゅ
代表者代表社員 藪田光一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場 一典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後2時
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第986号

大阪府大東市三箇4丁目2番17号
債務者 大阪創電株式会社
代表者代表取締役 渡邊 哲郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤志津子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第363号

岐阜県本巣郡北方町北方268番地の1
債務者 旭昇工業株式会社
代表者代表取締役 荒井 光男

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 磯谷 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時30分
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第2837号

愛知県半田市南末広町123番地の1 キャッスルハイツ知多半田駅前201号
債務者 沢田喜代則

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 文彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後3時
名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第355号

千葉県木更津市祇園3丁目29番18号 ハイッ加奈101号
債務者 宮本 一枝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第212号

仙台市太白区茂庭字新組9番地の2 Dooroom茂庭101、従前の住所宮城県刈田郡蔵王町大字曲字字神明河原3番地68
債務者 横山 力也

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹中 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午後2時40分

6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第237号

千葉県船橋市前原西2丁目32番15-102号
債務者 日向寺愛実

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 剛史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第13号

千葉市中央区大巖寺町91番地41 大巖寺雄秀コーポ201号
債務者 吉原瑠美奈(旧姓久野)

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 陶山 嘉代
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第26号

鹿児島県出水市上知識町226番地 鹿島住宅4号棟202号
債務者 中村 研一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年(フ)第217号

千葉市中央区今井3丁目7番10号 ビレッジ
ファイブB 202号
債務者 荒川 徹

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 博基
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第300号

千葉市花見川区幕張町4丁目577番地2 プ
ラージュ幕張406号
債務者 加藤菜由子

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 綾子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第218号

千葉県船橋市海神町2丁目1番地1 パーク
サイド船橋413号
債務者 畑岡しおり

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒坂あやの
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第227号

千葉市緑区誉田町3丁目49番地43 クレシェ
ンテ201号
債務者 溝田 蒼空

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 靖

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1278号

千葉県船橋市薬台台4丁目2番21-304号
債務者 今田 了三

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫛田 東生
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月5日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1352号

千葉県市原市飯沼849番地11
債務者 中島 淳

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩橋 一登
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第363号

千葉市美浜区磯辺4丁目26番6-1号
債務者 姫野 陽一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡みち子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第11号

鹿児島県大島郡喜界町大字湾1736番地
債務者 實田 照美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 宏嗣

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和8年(フ)第13号

鹿児島県大島郡喜界町大字湾187-1、住民
票上の住所鹿児島県大島郡喜界町大字湾1736
番地
債務者 實田 照野

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 宏嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和8年(フ)第119号

千葉県船橋市南本町28番18号
債務者 山本 雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 類
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第169号

千葉市稲毛区作草部町787番地4 第5中村
ハイツ102号
債務者 勝山 昭彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 一成
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第204号

千葉市稲毛区宮野木町1075番地1 セリジェ
106号
債務者 河野 正毅

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 謙介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月3日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第410号

福岡市城南区茶山4丁目14番8号
債務者 吉井 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 敬子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第67号

香川県綾歌郡綾川町畑田2467番地2
債務者 末長 満

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村亜矢子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第159号

京都市左京区浄土市原町1325番地の37
債務者 黒井 伯一

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 式子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第481号

名古屋市東区泉3丁目9番9号 プレサンス
ロジェ泉高岳1502号、従前の住所名古屋市東
区泉2丁目6番6号ー1 エスリード泉 外
堀通604号

債務者 大場 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠山 江美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第43号

千葉県君津市南子安8丁目12番30号 202、
前住所千葉県君津市外箕輪1丁目4番1号

債務者 田原桂太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉田 勲
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第30号

青森県弘前市大字浜の町西2丁目8番地5

債務者 下山竜之介

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田健一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第894号

福岡県中間市長津1丁目14番15号 シティハ
ウスやしま202号

債務者 元永 正義

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 健

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年5月14日午前11時

5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第74号

岡山県倉敷市中畝10丁目8番15ー2号

債務者 水田 裕也

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第80号

福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1434番地の18、
前住所北九州市若松区青葉台南2丁目23番2
号 2ー102

債務者 高村 凜

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安元 隆治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1191号

神戸市兵庫区上祇園町2番13号 レオパレス
上祇園町104号、従前の住所大阪市東淀川区
豊新3丁目23番4号 淀川ハイツ 313号

債務者 米麻呂こと鮎よね田こと 米田 弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡田 嘉樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第379号

埼玉県戸田市新曾1475ー1、住民票上の住所
埼玉県戸田市笹目4丁目43番地の2

債務者 恵 淳行

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野崎 正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第26号

鹿児島市紫原4丁目30番18号 永秀ハイツ
101号、前住所鹿児島市中山1丁目8番61号

債務者 杜山 誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 弘毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第77号

鹿児島市西伊敷4丁目10番9号

債務者 中渡瀬都子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清野 龍作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第43号

沖縄県沖縄市久保田2丁目29番1号 ウィン
グ峻201

債務者 眞喜志 樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲山 聖哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年(フ)第82号

新潟県南区白根2826番地

債務者 富山 昭男

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉川恵理子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第287号

香川県綾歌郡綾川町北1033番地1

債務者 大門 網代

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 龍太

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年6月11日午後2時

5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第463号

香川県高松市国分寺町新居1988番地31

債務者 今村 哲行

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 国領 章博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第7号

鹿児島県出水市上知識町1007番地

債務者 牧平 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第1161号

仙台市泉区鶴が丘1丁目29ー8 シンフォ
ニー5 101、住民票上の住所福島県相馬郡
飯舘村飯樋字前田145番地

債務者 小松 勝彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑原 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1519号

仙台市太白区諏訪町14番22号 グランコン
フィセブン305

債務者 加藤 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第166号

仙台市若林区南染師町82番地の7 スコーレ南染師町A-202

債務者 武田 久弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川原 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第204号

仙台市泉区泉ヶ丘4丁目8番10号 シェル泉ヶ丘102

債務者 千葉晴太朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹木 基秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第27号

茨城県結城郡八千代町大字若882番地

債務者 重田真由美

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐谷 道浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(フ)第14号

三重県名張市桔梗が丘西6番町1街区9番地、前住所大阪府大阪市西区南堀江4丁目12番12-203号

債務者 奥村 麻友

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 耕二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和8年(フ)第798号

大阪府都島区友刈町1丁目5番3-1109号

債務者 松宮 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 龍田 真人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第964号

大阪府交野市星田5丁目8番9-111号、前住所大阪府枚方市大字尊延寺932番地の3(203)

債務者 多田和弥こと TANG DAOFU 唐 道富

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 倫史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第969号

大阪市北区南森町1丁目4番3-605号

債務者 大坂 成太

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第529号

大阪府貝塚市脇浜1丁目7番19号、前住所大阪府泉佐野市高松南1丁目4番6号

債務者 泉 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 聡子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第58号

岡山県玉野市用吉1730番地10 プロGRESS 102号

債務者 明田紀彦こと CHOI GIION (崔 紀彦)

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐樋 玲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1287号

広島市中区鉄砲町1-26 202号室、住民票上の住所広島市東区尾長西1丁目4番10号

債務者 古田 翔

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第16号

大分県中津市大字角木587番地6 フレグランス春日野 101号

債務者 坂本 貢

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 知康
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年(フ)第34号

沖縄県沖縄市高原2丁目2番50号 メゾンK 102

債務者 仲松 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 吉朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年(フ)第35号

沖縄県沖縄市高原2丁目2番50号 メゾンK 102

債務者 仲松 利加

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 吉朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第458号

大阪府貝塚市麻生中840番地3

債務者 易本 清忠

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第302号

高知市越前町2丁目1番7号、旧住所岡山市南区新保682番地22 アネックスD1C

債務者 柏井 裕圭

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤田 宗佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第23号

大分県宇佐市大字上田946番地 サン・パティーク・ガーデンI 101号

債務者 井田 健太

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永松 裕士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年(フ)第249号

さいたま市北区盆栽町7番地2 メゾンドゥ
ミモザ101

債務者 内山 裕貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第549号

神戸市北区八多町中1422番地 レオネクスト
アイ301、従前の住所神戸市北区道場町日下
部1447番地 レオパレス六甲北二番館205号

債務者 小西 利沙

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川口 幸明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第231号

兵庫県明石市大久保町大窪3319番地 シャー
メゾン中之番A棟201号

債務者 大谷 星太

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲川 悦央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第580号

鹿児島市吉野町1926番地20 ロイヤルパレス
吉野Ⅱ 202号、前住所鹿児島市本名町1204
番地 ガーデンホームズ大原D棟201号

債務者 寺田 弘子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関塚 明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第213号

千葉県市川市関ヶ島3番7-203号(メゾン・
ド・ソレイユ)

債務者 横江 亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳原 悠介
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1531号

愛知県東海市加木屋町大清水314番地 パラ
シオ東海201号

債務者 山田 弘子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 裕介
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第42号

宮崎県延岡市昭和町3丁目6番地2

債務者 佐藤 大弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 成合 陶平
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和8年(フ)第405号

大阪府八尾市山城町2丁目1番26号 マン
ション山城305号

債務者 佐藤 彩

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 麻生川典晃
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第871号

大阪府八尾市淡川町5丁目5番48-101号

債務者 辻 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川村 光平
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第944号

大阪府東大阪市下六万寺町3丁目6番19号

債務者 波江野太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻井 聡
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1037号

堺市堺区中安井町3丁目2番6-806号

債務者 中村 智信

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 靖郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年(フ)第90号**

函館市美原2丁目38番22号

債務者 石澤 忠夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第97号

函館市安浦町38番地3

債務者 川口 優子

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第98号

北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡334番地
33

債務者 丸山 雅彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第100号

函館市田家町2番27号 成田アパート202

債務者 岡島 貴宣

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第105号

函館市富岡町1丁目13番18号 アクアマリン
205

債務者 根本 昌美

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第90号

愛知県西尾市宮町324番地 パークハイツ伊
文101号室

債務者 味岡 良一

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第97号

愛知県豊田市西町3丁目23番地1 シティー
ハイツSK 302号

債務者 北 絵理奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第79号

静岡県浜松市中央区和合町220-52 アーク
ガーデン和合H116、住民票上の住所静岡県
浜松市天竜区二俣町二俣2311番地の1

債務者 藤井祐梨香(旧姓佐々木)

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第2991号

名古屋市南区三条1丁目4番1号 サンシャイン伊藤503号

債務者 廣津 千明

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第167号

愛知県弥富市六條町大山20番地1 フォーティーン ヒルズ I 102

債務者 矢田佑里子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第173号

愛知県弥富市五明2丁目175番地 コル・レオニスβ 201

債務者 二子石 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第180号

名古屋市南区元柴田西町1丁目29番地 柴田荘5棟503号

債務者 有澤 薫

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第191号

名古屋市港区当知3丁目2502番地 ガーデントラス当知1番館501号

債務者 楠橋 美郁

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第241号

名古屋市港区船頭場5丁目901-1 ソレイユミキ103号室、住民票上の住所山口県宇部市大字東万倉63番地2

債務者 荻野 雅実

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第272号

愛知県半田市天神町59番地 プルミエールメゾン2D号

債務者 河村 巨士

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第280号

名古屋市中川区荒越町1丁目7番地 市営荒越荘2棟603号

債務者 高田 史絵

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第288号

名古屋市緑区籠山1丁目611番地 ハイコート西北202号

債務者 松田 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第362号

名古屋市中村区京田町2丁目37番地 京田レジデンス301号

債務者 瀧澤 弘美

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第379号

名古屋市西区児玉3丁目1番3号 大野マンション503号

債務者 佐久間富子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第383号

名古屋市南区菊住2丁目18番3号 新東ビル401号

債務者 梅澤 和美

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第421号

愛知県瀬戸市山口町31番地 パストラル山口103

債務者 櫻井 順子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第434号

愛知県小牧市大字小牧原新田1439番地 メゾン・ド・エトワールA棟103号

債務者 西島 信治

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第153号

埼玉県ふじみ野市西2丁目5番10号 ウエストハイム101

債務者 上原 論

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第154号

埼玉県坂戸市芦山町6番地12 芦山グレイスマンション102号室

債務者 大坂 尚矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第159号

埼玉県富士見市水谷2丁目1番地6 Brillantezza104

債務者 吉原喜代加

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第171号

埼玉県日高市武蔵高萩2丁目5番地3 フラワーヒル202

債務者 須藤 良太

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第176号

埼玉県川越市吉田新町3丁目11番地2 (カサ・デ・コリーナ101号室)、前住所埼玉県川越市大字鯨井新田81番地8

債務者 石川 碧美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第160号

川崎市宮前区西野川1丁目27番47号

債務者 赤山 純香(旧姓瀬下)

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第353号

愛知県豊川市美幸町2丁目40番地 オーエスジー社宅A棟11号

債務者 伊東拓久也

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第361号

愛知県豊川市東上町炭焼平173番地2

債務者 稲熊奈津美

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第10号

愛知県豊川市八幡町黒仏34番地の1 ル・ソレイユB棟101号

債務者 彦坂 健

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第12号

愛知県豊橋市緑ヶ丘1丁目8番地3 サンハイムみどりA-102号

債務者 戸川 祐太

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第13号

愛知県豊橋市緑ヶ丘1丁目8番地3 サンハイムみどりA-102号

債務者 戸川明香音

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第32号

愛知県豊橋市東郷町10番地 アーバンライフ東郷町103

債務者 本多 玄弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第39号

愛知県豊川市弥生町2丁目12番地 セジュール弥生202号

債務者 船谷 清美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第132号

北九州市戸畑区新川町3番41-503号

債務者 納屋加代子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第146号

北九州市八幡西区藤田1丁目1番7-302号

債務者 仲松 采音

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第6号

山形県酒田市大町13番21号 コーポスミシ205号

債務者 齋藤 浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和8年(フ)第13号

山形県酒田市緑ヶ丘2丁目5番地の11

債務者 阿部 亜矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和8年(フ)第14号

山形県東田川郡庄内町余目山谷20番地1 山谷町営住宅B 204号

債務者 小林 瑠衣

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和8年(フ)第393号

埼玉県蓮田市大字黒浜3436番地6 コーポ桜ヶ丘202号

債務者 今西みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第63号

埼玉県富士見市榎町20番地 ガーデニア102
債務者 黒田 浩章

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第138号

埼玉県川越市通町20番地17 (Tフラッツ203号室)
債務者 高橋 香織

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第24号

愛知県一宮市森本5丁目33番33号 LaLa House102号
債務者 松森タダシこと MATSUMORI WANDERLEY TADASHI

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第46号

愛知県犬山市中山町1丁目107番地 レオネクストとれふる102
債務者 石脇 将勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結**令和7年(フ)第1095号**

福岡市博多区住吉3丁目13番2号
破産者 株式会社ワーブ

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第99号

群馬県太田市末広町569番地8
破産者 亡建川淳一相続財産

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第551号

福岡市博多区銀天町3丁目5番7号野中ビル2F
破産者 株式会社DDマシン西日本

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第38号

新潟県三条市金子新田丙549番地3
破産者 有限会社國光工業

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所三条支部

令和5年(フ)第67号

新潟県上越市新光町3丁目4番8号
破産者 有限会社渡辺自動車

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第574号

京都府宇治市横島町三十五7番地の6
破産者 株式会社第一製作所

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第1820号**

福岡市中央区西公園4番40号
破産者 岩佐 真弓

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前11時30分
- 令和8年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2294号

福岡市南区塩原3丁目2番15-703号 ペルフェクタ塩原
破産者 石本ひさ美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後2時30分
- 令和8年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第31号

広島県府中市瀨飼町51番地の1
破産者 株式会社アベル

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月9日午前11時20分
- 令和8年3月19日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第331号

北海道旭川市豊岡4条5丁目5番16号 大北MS奥 1階右
破産者 植松 忠文

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後2時
- 令和8年3月23日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1066号

広島市佐伯区五月が丘1丁目33番3-301号
破産者 田邊 泰男

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月22日午前11時
- 令和8年3月23日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第154号

徳島県吉野川市鴨島町鴨島甲の39番地
破産者 有限会社深見製材所

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月22日午前10時30分
- 令和8年3月23日 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第889号

京都府京田辺市甘南備台3丁目38番5号
破産者 株式会社協進精機

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月3日午後2時15分
- 令和8年3月23日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第96号

香川県坂出市川津町3293番地
破産者 山西 章司

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年7月2日午前10時
- 令和8年3月19日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第939号

札幌市白石区平和通1丁目北4番28-307号
破産者 森田 雅貴

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年7月9日午後1時30分
- 令和8年3月19日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1564号

北九州市小倉南区沼新町1丁目1番22-201号、前住所福岡市南区長丘5丁目8番18号
ベルメゾン長丘エミネンス702号
破産者 松本 由美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月4日午前10時30分
- 令和8年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2563号

福岡県筑紫野市大字俗中院158番地(722号)
破産者 齊藤 善彦

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時45分
- 令和8年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第3750号

大阪府東大阪市西堤本通東1丁目1番1号
306

破産者 菱屋精工株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年5月29日まで
- 一般調査期日 令和8年9月10日午後2時30分
令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3751号

大阪府東大阪市西堤本通東1丁目1番1号
306

破産者 菱屋商事株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年5月29日まで
- 一般調査期日 令和8年9月10日午後2時30分
令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4596号

横浜市鶴見区東寺尾1丁目1番19—506号

破産者 岡本 良和

- 破産債権の届出期間 令和8年5月29日まで
- 一般調査期日 令和8年9月10日午後2時30分
令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第2345号

名古屋市港区野跡1丁目3番26号 南稲永荘
南棟906号

破産者 藤井 龍也

- 異議申述期間 令和8年5月14日まで
令和8年3月19日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第6017号

大阪府吹田市天道町15番5—101号

破産者 下釜 良一

- 異議申述期間 令和8年5月14日まで
令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6186号

大阪府東大阪市角田3丁目3番18号

破産者 合同会社福祉わんど

- 異議申述期間 令和8年5月14日まで
令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第1008号**

横浜市神奈川区新子安1丁目32番5号

清算株式会社 SK興産株式会社

- 決定年月日 令和8年3月18日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（ヒ）第14号

静岡県藤枝市高柳1627番地の1

清算株式会社 株式会社エムテック

- 決定年月日 令和8年3月19日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（ヒ）第4号

滋賀県守山市守山4丁目13番7号

清算株式会社 株式会社メディケア

- 決定年月日 令和8年3月18日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

大津地方裁判所民事部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第2100号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

清算株式会社 株式会社浮田

代表清算人 西川 良和

- 決定年月日 令和8年3月18日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社浮田（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3 弁済の方法及び端数の処理

(1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1—9—2 グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

(2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権の弁済及び放棄

1 協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が終了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2 協定債権の放棄

各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3 追加弁済

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可**令和7年（再）第32号**

茨城県猿島郡境町百戸四丁歩460番地

再生債務者 株式会社リコオ

- 主文 本件再生計画を認可する。
 - 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
- 令和8年3月18日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結**令和7年（再）第22号**

千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号

再生債務者 株式会社トラーナ

- 主文 本件再生手続を終結する。
 - 理由の要旨 再生計画の遂行
- 令和8年3月18日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和8年（再イ）第5号**

札幌市厚別区厚別中央4条4丁目4番1—210号

再生債務者 宮沢 翔平

- 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和 8 年（再イ）第 5 号

北海道樺戸郡新十津川町字中央 5 番地 21

再生債務者 田名辺教彦

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 5 月 12 日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和 7 年（再イ）第 2 3 号北海道釧路郡釧路町北都 2 丁目 3 番地 35 メ
リリーハウス 101 号室

再生債務者 橋川 征知

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

釧路地方裁判所民事部

令和 7 年（再イ）第 2 5 号

釧路市貝塚 1 丁目 2 番 22 号

再生債務者 秋田 康行

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

釧路地方裁判所民事部

令和 7 年（再イ）第 2 1 7 号

さいたま市南区根岸 5 丁目 6 番 13—304 号

再生債務者 林 雄一

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

さいたま地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（再イ）第 4 7 号千葉県船橋市市場 3 丁目 8 番 18 号 バルフ
レーズ 101 号

再生債務者 春山 佳佑

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年（再イ）第 2 6 9 号

名古屋市緑区藤塚 3 丁目 701 番地の 4

再生債務者 昆野 円香

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年（再イ）第 3 3 2 号

愛知県常滑市本郷町 4 丁目 76 番地の 1

再生債務者 伊奈 英信

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（再イ）第 2 号愛知県清須市西須ヶ口 39 番地 タウン新川
302

再生債務者 山本多江子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（再イ）第 1 5 号

名古屋市熱田区一番 2 丁目 46 番 19 号

再生債務者 和田 博之

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（再イ）第 2 7 号名古屋市西区江向町 2 丁目 50 番地 プリエ・
ファール 101 号

再生債務者 富高 優華

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（再イ）第 8 号

愛媛県松山市土居田町 728 番地 17

再生債務者 松岡 壮平

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午前 11 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 9 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 16 日から令和 8 年 4 月 23 日まで

松山地方裁判所民事部

令和 8 年（再イ）第 3 2 号札幌市豊平区福住 3 条 5 丁目 4 番 3 号 YK
ビル 303 号

再生債務者 矢部 友美

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 23 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 27 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 8 年（再イ）第 2 号

青森市大字新城字平岡 136 番地 5 外川方

再生債務者 外川広太郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 23 日午後 1 時 30 分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和 7 年（再イ）第 4 4 号福島県須賀川市西山寺町 18 番地 コーポ市川
N.O. 7—201 号

再生債務者 佐藤 寛士

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 23 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 27 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和 8 年（再イ）第 2 1 号神奈川県小田原市下堀 187 番地の 5 パー
チェ 102

再生債務者 友田 成輝

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 23 日午前 11 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 27 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和 8 年（再イ）第 2 2 号

岡山県瀬戸内市邑久町下山田 2402 番地 3

再生債務者 奥山 将太

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 19 日午前 11 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（再イ）第 4 7 号福岡市東区御島崎 2 丁目 16 番 24—515 号 リ
クトール 5

再生債務者 迎 史郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 16 日午後 2 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 8 年 4 月 27 日まで

福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 8 年（再イ）第 5 4 号福岡県宗像市赤間 6—10—1 リベルタテイ
ク 8—405 号

再生債務者 山口 繁人

- 1 決定年月日時 令和 8 年 3 月 17 日午前 11 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 4 月 14 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 4 月 21 日から令和 8 年 4 月 28 日まで

福岡地方裁判所第 4 民事部

令和8年（再イ）第4号

福島県会津若松市日新町13番7号
再生債務者 池田加奈子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月20日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和8年（再イ）第3号

栃木県足利市福富町77番地2
再生債務者 土屋 崇

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月7日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（再イ）第12号

神戸市北区京地3丁目2番地の14
再生債務者 宅和 知隼

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第25号

沖縄県浦添市字経塚192番地 パラティエーノ
オンザヒル1 201

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月14日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（再イ）第3号

仙台市宮城野区鶴ヶ谷2丁目5番地 ビレッジハウス仙台鶴ヶ谷二丁目4号棟403

再生債務者 小番 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月14日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第1号

福島県会津若松市西七丁目12番40号
再生債務者 栗城 政幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月21日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和8年（再イ）第4号

栃木県足利市山下町1872番地1
再生債務者 齊藤 春男

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月8日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（再イ）第32号

長野県安曇野市豊科高家5821番地6 カレントパレス ウエスト 1

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月7日まで

長野地方裁判所松本支部

令和8年（再イ）第11号

京都府木津川市木津清水106番地
再生債務者 山岡恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年（再イ）第23号

京都市南区東九条西河辺町23番地1 プレサンス The Kyoto 流雅 405

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年（再イ）第4号

堺市西区堀上緑町2丁28番4-1号
再生債務者 桑原防水工業こと 桑原 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月14日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年（再イ）第12号

大阪府和泉市池上町379番地の7（事業所所在地）大阪府泉大津市森町1-13-16-B
再生債務者 朝日歯研こと 木下 文人

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第15号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡南3丁目3番7号
再生債務者 池尾 裕太

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第24号

大阪府阪南市舞5丁目6番22号

再生債務者 99.9 Consultingこと
上田 敏紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第28号

大阪府岸和田市尾生町5丁目10番19号

再生債務者 中山工務店こと 中山 鉄兵

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第2号

兵庫県揖保郡太子町東南211番地1

再生債務者 井口 広大

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和7年（再イ）第23号

和歌山市東長町6丁目1番地

再生債務者 たがみ柔整院こと 田上 雅章

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第56号

和歌山市湊4丁目5番8号
再生債務者 小松 寛幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（再イ）第48号

福岡市東区箱崎4丁目3番10—201号 リアンスピカ
再生債務者 金子 穂香

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第4号

北海道旭川市忠和4条8丁目4番3号
再生債務者 佐藤 浩介

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月1日から令和8年5月14日まで

旭川地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第6号

北海道旭川市春光6条3丁目3番10号 ビュアマリンⅢ 202
再生債務者 井上 和也

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月1日から令和8年5月14日まで

旭川地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第4号

盛岡市山岸4丁目16番26号
再生債務者 川村 優

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（再イ）第1号

岩手県遠野市青笹町糠前9地割4番地18
再生債務者 奥山 幸栄

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和8年（再イ）第1号

山形県鶴岡市平京田字屋敷廻184番地2
再生債務者 奥山 貴士

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年（再イ）第5号

群馬県伊勢崎市宮子町3249番地3 ヴィラ・ローズⅡ201
再生債務者 塚田 文昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（再イ）第1号

東京都東久留米市下里5丁目5番21号
再生債務者 越塚 紀勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（再イ）第8号

東京都福生市武蔵野台2丁目33番地51
再生債務者 神村 芳人

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（再イ）第1号

新潟県佐渡市新穂潟上20番地20
再生債務者 本間 政幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで

新潟地方裁判所佐渡支部再生係

令和7年（再イ）第20号

石川県小松市島町1337番地7
再生債務者 大川 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和8年（再イ）第2号

石川県鹿島郡中能登町良川か部41番地1
ルーチェ 202
再生債務者 宮城 久幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年（再イ）第47号

大津市南郷上山町7番4号
再生債務者 土田 将史

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月11日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和8年（再イ）第6号

香川県高松市上林町786 スリジェA 102号
（住民票上の住所）香川県高松市多肥上町489番地10
再生債務者 野口 正人

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年（再イ）第22号**

神奈川県逗子市久木5丁目12番33号
再生債務者 加藤 信之

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月12日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（再イ）第23号

神奈川県横須賀市若松町3丁目16番地サンコリーヌタワー1903
再生債務者 木村 寿恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月12日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（再イ）第422号

東京都葛飾区新宿5—23—6
再生債務者 坪井 聡輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第461号
 東京都江戸川区南小岩1-7-8
 再生債務者 佐藤 允彦
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 3日まで
 令和8年3月17日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第540号
 東京都足立区保木間1-13-21-210
 再生債務者 宮崎 泰之
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 3日まで
 令和8年3月17日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第556号
 東京都豊島区池袋本町1-8-7-603
 再生債務者 逸見亜矢子
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 3日まで
 令和8年3月17日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第559号
 東京都文京区目白台1-8-6 メゾン・
 ドゥ・目白Ⅱ202
 再生債務者 細山一真理
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 3日まで
 令和8年3月17日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第223号
 千葉県八千代市大和田新田414番地16
 再生債務者 菊地 則男
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月19日
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第25号
 千葉県東金市北之幸谷1084番地
 再生債務者 来栖 正博
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月16日
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第303号
 埼玉県川口市大字峯250-1-108
 再生債務者 竹中 浩
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月18日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第582号
 東京都足立区東綾瀬2-16-11 ヴィレヂハ
 ビネス3A棟206
 再生債務者 小林 祐介
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月18日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第84号
 栃木県鹿沼市見野1207番地30
 再生債務者 平井 達則
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月16日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第132号
 埼玉県川口市大字神戸501番地の1 レオパ
 レスグリーンヴィラ116号
 再生債務者 加藤 真也
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第208号
 埼玉県朝霞市膝折町2丁目6番41号 レオパ
 レスクレール204号室
 再生債務者 徳永 俊介
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第26号
 千葉県銚子市豊里台2丁目1110番地の9
 再生債務者 白土 雅
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第83号
 川崎市川崎区浅田4丁目8番10-103号 シ
 リウスコート川崎南
 再生債務者 飯塚 謙吾
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第22号
 静岡県御殿場市神山1925番地の1789
 再生債務者 大庭 真弓
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第308号
 名古屋市熱田区新尾頭2丁目2番34号 オー
 プンレジデンスア金山熱田 THE COURT
 504号
 再生債務者 児玉健太郎

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第318号
 名古屋市瑞穂区田辺通6丁目7番地の1 プ
 ランズ瑞穂公園東1401号
 再生債務者 森 文人
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第19号
 宮城県東松島市大曲字堰の内南30番地148
 再生債務者 若山 寛
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月16日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日
 仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和7年（再イ）第18号
 山形県天童市芳賀タウン北3丁目4番20号
 再生債務者 片倉 裕太
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日 山形地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第145号
 東京都小金井市緑町1丁目6番8号ボザール
 マンション203
 再生債務者 佐藤 恵
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第54号

神奈川県足柄上郡開成町吉田島3808番地5
ファインウエザC101

再生債務者 大崎 陽子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで
令和8年3月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第42号

富山市於保多町3番10—206号 信開セルー
ラ於保多町

再生債務者 中村 公則

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで
令和8年3月19日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第103号

静岡県清水区三保3012番地の15

再生債務者 大村 英康

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで
令和8年3月19日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第50号

佐賀市川副町大字犬井道1860番地1

再生債務者 寺丸 千春

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで
令和8年3月19日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第42号

埼玉県熊谷市御正新田192番地5

再生債務者 舟橋 正浩

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
10日まで
令和8年3月19日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第106号

愛知県豊田市花沢町岩波美2番地61

再生債務者 中川 皓平

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで
令和8年3月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第38号

金沢市横山町16番1号 グリーンシャトル
105号(従前の住所) 福井市東郷二ヶ町第12
号20番地1

再生債務者 助田 歩夢

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
14日まで
令和8年3月19日 金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第25号

沖縄県中頭郡中城村字南上原547番地 プロ
ムナード805号

再生債務者 柏谷 明雄

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
14日まで
令和8年3月17日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(再イ)第119号

埼玉県入間郡毛呂山町中央3丁目18番地8

再生債務者 竹澤 敏道

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第26号

長野県飯山市大字旭643番地イ号2

再生債務者 山田 恵美

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第32号

長野県須坂市大字須坂774番地

再生債務者 望月 保典

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第505号

大阪市西区本田2丁目5番24—909号

再生債務者 西岡翔一郎

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第89号

堺市中区福田1416番地8

再生債務者 山本 悟史

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年(再イ)第1号

兵庫県加東市ひろのが丘3番地20

再生債務者 圓井 崇志

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日 神戸地方裁判所社支部

令和7年(再イ)第22号

香川県坂出市沙弥島98番地

再生債務者 山本 貴志

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第18号

北海道亀田郡七飯町大中山2丁目30番3—
201号

再生債務者 加納 瑠奈(旧姓笠原)

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで
令和8年3月19日 函館地方裁判所

令和7年(再イ)第104号

埼玉県所沢市北所沢町2224番地の4 ベル
フィールドコートB—102

再生債務者 栗山 武彦

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで
令和8年3月19日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第28号

静岡県富士宮市山宮984番地の9

再生債務者 西村 涼

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで
令和8年3月19日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第44号

静岡県富士市松岡1315番地の16

再生債務者 小野寺 聖

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで
令和8年3月19日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第3号

和歌山県新宮市新宮3439番地の7

再生債務者 須川あゆみ

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで
令和8年3月19日

和歌山地方裁判所新宮支部

令和7年（再イ）第475号
 大阪府東大阪市衣摺3丁目15番8号
 再生債務者 織田 冬弥
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 17日まで
 令和8年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第21号
 北海道小樽市新光5丁目35番20号
 再生債務者 今野 勝博
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 20日まで
 令和8年3月19日 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年（再イ）第95号
 京都市伏見区桃山筒井伊賀西町31番地 d
 olce 201号
 再生債務者 浅田 知世
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 20日まで
 令和8年3月19日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第210号
 埼玉県川口市北園町17番4号 ローヤルハイ
 ツ101号
 再生債務者 松井 孝倫
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第17号
 富山県高岡市東海老坂753番地1
 再生債務者 高木 譲
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年（再イ）第18号
 岐阜市大菅北16番11-208号（コーポシェ
 イーネ）、（前住所）岐阜市鏡島精華3丁目3
 番15号
 再生債務者 石原貴久彦
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第69号
 岐阜市六条南1丁目19番13号
 再生債務者 三島 正樹
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月5日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 9日まで
 令和8年3月19日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第61号
 岩手県宮古市神田沢町2番11号
 再生債務者 下野 直広
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 13日まで
 令和8年3月23日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再イ）第52号
 群馬県前橋市上大島町182番地74 プレシャ
 ス上大島1 101号
 再生債務者 磯 和起（旧姓福田）
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 13日まで
 令和8年3月23日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第133号
 東京都西多摩郡瑞穂町南平2丁目42番地6
 再生債務者 中林 良輔
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 13日まで
 令和8年3月23日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第138号
 東京都立川市富士見町7丁目41番405号
 再生債務者 小山 祐司
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月5日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 13日まで
 令和8年3月23日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第45号
 佐賀県小城市小城町畑田251番地4
 再生債務者 兵動 秀子
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月11日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 13日まで
 令和8年3月23日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第4号
 静岡県菊川市下内田2787番地の7（前住所）
 静岡県掛川市岩滑999番地の5 ベルツリー
 B202
 再生債務者 磐本 幸生
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日

静岡地方裁判所掛川支部

令和7年（再イ）第41号
 長野県安曇野市三郷明盛2309番地1
 再生債務者 細野 竹子
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 16日まで
 令和8年3月19日

長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第48号
 滋賀県高島市安曇川町青柳2022番地70
 再生債務者 伊東 健太
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 16日まで
 令和8年3月19日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第56号
 滋賀県甲賀市水口町松尾744番地54
 再生債務者 高畑 明久
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 16日まで
 令和8年3月19日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第471号
 大阪府高槻市古曽部町2丁目28番17号
 再生債務者 岸本 剛
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 16日まで
 令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第297号
 札幌市東区本町2条5丁目7番13号 操ビル
 3C号
 再生債務者 村川 博幸
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 20日まで
 令和8年3月23日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第44号
 大津市衣川1丁目40番64号
 再生債務者 西村 麗次
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 20日まで
 令和8年3月23日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第13号
 香川県観音寺市瀬戸町1丁目14番23号
 再生債務者 豊田 裕基
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
 20日まで
 令和8年3月23日

高松地方裁判所観音寺支部

令和7年（再イ）第37号

鹿児島市伊敷台6丁目12番12号

再生債務者 楠 伸也

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月16日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第78号

福岡県遠賀郡岡垣町東高倉1丁目12番11号

再生債務者 古木 和雄

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月8日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで

令和8年3月18日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第90号

新潟市江南区曾野木2丁目2番26号

再生債務者 長谷川 巧

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月9日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで

令和8年3月19日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第29号

鳥取県米子市淀江町佐陀350番地14

再生債務者 田代 清孝

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月12日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月9日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで

令和8年3月19日 鳥取地方裁判所米子支部

令和7年（再イ）第5号

鹿児島県垂水市田神21番地

再生債務者 中村健一郎

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月14日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月14日まで

令和8年3月17日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和7年（再イ）第14号

青森県五所川原市字鎌谷町506番地8

再生債務者 松橋由美子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月17日付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月16日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月16日まで

令和8年3月19日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年（再イ）第158号**

福岡県糟屋郡志免町桜丘4丁目26番10号

再生債務者 矢野 靖

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法192条1項に定める事由がある。

令和8年3月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第52号

静岡県沼津市大諏訪819番地の1 トーゴK105

再生債務者 佐々木基之

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年3月19日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第108号

岡山市北区御津野々口487番地18

再生債務者 寺口 将彦

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年3月19日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第14号

福岡県大川市大字大橋560番地6 エアホル

クヴィラD棟102号

再生債務者 山田 大椰

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年3月19日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始**令和8年（再口）第1号**

愛媛県今治市大西町新町甲695番地2

再生債務者 高橋 務

1 決定年月日時 令和8年3月23日午前11時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

松山地方裁判所今治支部

給与所得者等再生による再生計画面案についての意見聴取**令和7年（再口）第10002号**

茨城県古河市桜町21番25号

再生債務者 高田 勢也

1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年3月3日付け再生計画面案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月23日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（再口）第2号

兵庫県宝塚市亀井町9番70号

再生債務者 小坂 勇太

1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年4月13日まで

令和8年3月23日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年（再口）第17号

広島市中区猫屋町2番2-204号

再生債務者 保坂 洋平

1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年3月12日付け再生計画面案

2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年4月20日まで

令和8年3月23日

広島地方裁判所民事第4部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年（子）第23号
新潟県南魚沼市六日町960番地

申立人 新潟県南魚沼地域振興局長 星名 秋彦

住所・居所 不明

（最後の住所）新潟県南魚沼市長崎2899番地

1

所有者 亡長谷川義明相続財産

届出期間満了日 令和8年5月19日

令和8年3月19日 新潟地方裁判所長岡支部

（別紙）物件目録

1 所在 南魚沼市長崎字横新田

地番 2899番1

地目 宅地

地積 570.82平方メートル

2 所在 南魚沼市長崎字横新田2899番地1

家屋番号 2899番1

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 123.10平方メートル

2階 67.92平方メートル

3 所在 南魚沼市長崎字横新田2899番1

家屋番号 未登記

種類 附属家（車庫）

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 64.46平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (壬) 第 3 0 2 9 号

東京都目黒区上目黒 3 丁目 6 番 5 号
申立人 有限会社仲栄
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪府大阪市東区今橋 2 丁目 19 番地 5
(閉鎖された商業登記記録上の住所) 大阪市中央区 (東区) 今橋 2 - 19 - 5
所有者 不動産商事株式会社

届出期間満了日 令和 8 年 5 月 18 日
令和 8 年 3 月 18 日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 中央区銀座 6 丁目
地番 104 番 3
地目 私道
地積 56.19 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 1 号

神奈川県大和市中央林間西 4 丁目 23 番 1 - 104 号
申立人 中村 大道
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区弦巻 3 丁目 27 番 4 号
共有者 清水 勇

届出期間満了日 令和 8 年 5 月 19 日
令和 8 年 3 月 19 日 新潟地方裁判所長岡支部
(別紙) 物件目録
1 所在 南魚沼市小川字深山平
地番 100 番 41
地目 山林
地積 267 平方メートル
不明共有者の持分 4 分の 1

令和 8 年 (壬) 第 2 号

大分市荷揚町 2 番 31 号
申立人 大分市長 足立 信也
住所 大分県北部郡佐賀関町大字関 2626 番地の 10
所有者 白井 シメ
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 15 日
令和 8 年 3 月 19 日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 大分市大字佐賀関字浦河内
地番 2626 番 10
地目 宅地
地積 26.18 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 3 号

大分市荷揚町 2 番 31 号
申立人 大分市長 足立 信也
住所 大分県北部郡佐賀関町大字関 2626 番地の 12
所有者 土井 ミ子
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 15 日
令和 8 年 3 月 19 日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 大分市大字佐賀関字浦河内
地番 2626 番 12
地目 宅地
地積 26.18 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 4 号

大分市荷揚町 2 番 31 号
申立人 大分市長 足立 信也
住所 大分県北部郡佐賀関町大字関 1822 番地
所有者 宮本 良平
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 15 日
令和 8 年 3 月 19 日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 大分市大字佐賀関字東町
地番 1822 番
地目 宅地
地積 79.33 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 2 号

山口市滝町 1 番 1 号
申立人 山口県知事 村岡 嗣政
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市昭和区折戸町 3 丁目 2 番地
所有者 藤村 国基
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 15 日
令和 8 年 3 月 19 日 山口地方裁判所岩国支部

(別紙) 物件目録
1 所在 柳井市柳井字赤道
地番 1408 番
地目 山林
地積 2107 平方メートル
2 所在 柳井市柳井字用作
地番 10420 番
地目 山林
地積 2381 平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (壬) 第 3 0 3 9 号

東京都渋谷区東 1 丁目 28 番 11 号
申立人 株式会社ネクステン
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 目黒区祐天寺 2 丁目 9 番 9 号
(最後の住所) 東京都目黒区中目黒 4 丁目 8 番 20 号
所有者 小口 保男
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 18 日
令和 8 年 3 月 18 日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 目黒区中目黒 4 丁目 755 番地
家屋番号 508 番 2
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 23.14 平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 1 4 号

山梨県甲府市上阿原町 310 - 2 ハイイツ甲府 207
申立人 中村 諒
住所・居所 不明
(亡佐々木勇の最後の住所) 山梨県甲府市上阿原町 175 番地
(亡佐々木成男の最後の住所) 山梨県甲府市上阿原町 175 番地
所有者 (亡佐々木成男承継人) 亡佐々木勇相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 5 月 18 日

令和 8 年 3 月 18 日 甲府地方裁判所民事部
(別紙) 物件目録
所在 甲府市上阿原町字整理地 175 番地
家屋番号 (未登記)
種類 居宅
構造 木造かわらぶき 2 階建

床面積 1 階 86.12 平方メートル
2 階 21.53 平方メートル

附属建物
符号 1
種類 倉庫
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 30.21 平方メートル
符号 2
種類 倉庫
構造 木造かわらぶき平家建
床面積 12.42 平方メートル
符号 3
種類 物置
構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 3.95 平方メートル
符号 4
種類 物置
構造 軽鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 4.80 平方メートル

会社に関するお知らせ

合併公告

上記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものといたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七十九條第一項、乙は同第七十四條第一項に基づき株主総会の承認決議を継ぎに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
- (乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三十一日
東京都港区南青山三丁目三十一番三丁五号南青山ビルA館四F

(甲) エムキャピタル株式会社
代表取締役 森田 学

東京都港区南青山三丁目三十一番三丁五号南青山ビルA館四F

(乙) 株式会社クレス
代表取締役 浅田 泰斗

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月二十七日とする当社を完全親会社、株式会社サザンモール六甲を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）により増加した資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を全額減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十九日
掲載頁 一三〇頁（号外第一九六号）
令和八年三月三十一日
神戸市灘区新在家南町一丁目二番一号
小泉製麻株式会社
代表取締役 小泉 康史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百二十六万八千七百二十円、資本準備金の額を十二億六千四百七十八万九千九百五十八円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年十月三十一日
掲載頁 三頁
令和八年三月三十一日
東京都中央区日本橋本町四丁目八番一六号
Thinking's株式会社
代表取締役 瀧澤 暁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千万円、資本準備金の額を四億円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十月九日
掲載頁 六十頁（号外第二二六号）
令和八年三月三十一日
東京都港区六本木四一八七 株式会社日
代表取締役 林 亮 治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月三十一日
東京都千代田区大手町一丁目五番四号
安田工業株式会社
代表取締役 荒木 信仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月三十一日
福岡市早良区百道浜四丁目三番一〇一五〇七号
三雅株式会社
代表取締役 中間麻里子

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市船越町二丁目四〇番地、最後の住所神奈川県横須賀市船越町一丁目四〇番地
被相続人 亡 植田 町子
右被相続人は令和六年八月二十四日死亡し、その相続人は令和八年三月九日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
東京都渋谷区初台一丁目二番一三三三三三
エム三番館二〇三
相続財産清算人 村田 雄治

限定承認公告

本籍東京都足立区谷中三丁目六番、最後の住所東京都足立区一ツ家二丁目一五番二〇一四〇六号
被相続人 亡 平野 宗保
右被相続人は令和二年三月十日死亡し、その相続人は令和八年三月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
東京都練馬区東大泉一丁目二番七号一五
一〇
限定承認者 荒川 宏美

限定承認公告

本籍石川県小松市大野町丑三〇四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 高橋弥生明

右被相続人は令和八年一月十日死亡し、その相続人は令和八年三月十八日金沢家庭裁判所小松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
石川県小松市小島出町二七番地六やすらぎ法律事務所
限定承認者 高橋慎弥
右代理人弁護士 高見健次郎

本籍名古屋市天白区池場二丁目二二〇六番地、最後の住所名古屋市天白区植田二丁目二〇一番地
被相続人 亡 南野 悦男
右被相続人は令和六年二月六日死亡し、その相続人は令和八年三月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
三重県四日市市采女町七九番地三
限定承認者 南野英一郎

限定承認公告

本籍滋賀県守山市木浜町二二二番地、最後の住所大阪府生野区小路二丁目二〇番二四号
被相続人 亡 下村 実
右被相続人は推定令和七年八月十三日死亡し、その相続人は令和八年三月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
大阪府堺市北区東上野芝町二二三八五
相続財産清算人 山本 加代

限定承認公告

本籍長崎県対馬市美津島町大船越三四五番地、最後の住所長崎県対馬市美津島町大船越二五一番地
被相続人 亡 棧原富士男
右被相続人は令和七年十月十三日死亡し、その相続人は令和八年三月十六日長崎家庭裁判所厳原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除斥します。

令和八年三月三十一日
福岡県福岡市中央区薬院三一一二一〇一
二〇五
相続財産清算人 棧原なほ子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億三千五百五十万円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axes/0017/index.html
令和八年三月三十一日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
特定目的会社 Sharma
取締役 長尾 誠

訂正公告

令和八年二月十二日（号外第三十号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑤の住所「神田区田丸町三丁目三番一〇一」とあるは「神田区田丸町三丁目三番一〇一」と訂正します。

令和八年三月三十一日
東京都世田谷区成城二一三八一三
株式会社ファイブ
代表取締役 付 婷

訂正公告

令和八年三月十九日（号外第六十号）掲載の第二十七期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「670,759」とあるは「658,384」、固定資産の金額「291,489」とあるは「303,814」の誤りにつきそれ訂正します。

令和八年三月三十一日
長崎市滑石四丁目六番三三三三
長崎バス観光株式会社
代表取締役 脇山 信人

取消公告

令和八年二月十三日掲載の左記会社に係る合併公告を取消します。
令和八年三月三十一日
川崎市幸区堀川町五八〇番地
ソリッドスクエア西館八階
（甲）大同油脂株式会社
代表取締役 小宮 健一
（乙）横浜石油企業株式会社
代表取締役 齋藤 正典

正誤

令和八年三月三十日目次及び本文において、外務省告示第百四号から第百六号は、外務省告示第百五号から第百七号となった。